

入札参加者の心得

入札

- 1 入札参加資格者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等の規定に抵触する行為を行ってはなりません。
- 2 高松市期間入札試行要領と期間入札（試行）に関する留意事項を熟読の上、入札書を提出してください。
- 3 入札参加資格者又は当該入札参加資格者の代理人は、他の入札参加資格者を代理することができません。
- 4 代理人が入札しようとするときは、入札を入れた封筒に委任状を同封しなければなりません。
- 5 入札書は市指定様式によるものとし、これに入札年月日（入札書の日付は、開札日ではなく、入札金額を記載した日を記載してください。）、入札参加資格者の氏名（委任を受けた者にあつては、受任者の氏名も併記してください。）、件名、入札金額等を記入し、押印の上、「期間入札（試行）に関する留意事項」に従って、封書にし、提出してください（押印する場合の印鑑について、法人印（社印）は使用できません。代表者又は受任者の個人を特定する印鑑を使用してください。また、押印する印鑑は、契約の締結、代金の請求等においても使用する印鑑としてください。）。

なお、入札書の押印の義務付けを廃止したことから、押印に代えて責任者等の氏名及び連絡先の記載を可とします。責任者等の氏名及び連絡先を記載する場合は、責任者（事務を担当する部門の長）の氏名及び担当者（事務を担当する部門の者）の氏名をフルネームで記載し、更に連絡先として電話番号（固定電話。設置していない場合は携帯電話）を記載してください。

- 6 入札情報の【注意事項】（5）により、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって契約金額としますので、入札者は、課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額（全契約期間における総額とする。）の110分の100に相当する金額を入札金額として入札書に記載してください。記載事項を訂正するときは、押印した入札書の場合は、誤字に二重線を引き、その部分に押印するとともに、上部に正書してください。押印に代えて責任者等を記載した入札書の場合は、誤字に二重線を引き、上部に正書し、当該箇所近くの余白に訂正した者の氏名をフルネームで記載（訂正した者が当初記載された担当者と異なる場合は、担当者欄に訂正した者の氏名をフルネームで追記してください。）してください。ただし、いずれの方法であっても、金額の訂正は認められません。なお、積算時の単価に1円未満の端数があるときは、小数点第2位までとしてください。
- 7 提出した入札書は、引換え、書換え又は撤回をすることができません。ただし、入札書提出後の辞退については、高松市期間入札試行要領と期間入札（試行）に関する留意事項に定めるところによります。
- 8 入札書を提出した者は、地方自治法施行令第167条の11第1項において準用する同令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しないことを誓約したものとみなします。
- 9 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

（1）入札参加資格のない者のした入札

- (2) 連合その他の不正な行為によってなされたと認められるもの
- (3) 委任状の提出がない代理人のしたもの
- (4) 同一の入札について2以上の入札書を提出したもの
- (5) 入札書の金額、氏名若しくは印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明であるもの（押印のない入札書の場合は、責任者等の氏名及び連絡先の記載がないもの）、鉛筆等の容易に訂正可能な筆記用具で記載したもの
- (6) 金額を訂正したもの
- (7) 高松市期間入札試行要領第9条第1項各号（期間入札（試行）に関する留意事項の9と同一内容）に該当するもの
- (8) 市指定様式以外の入札書を使用したもの
- (9) 下記「開札」6により提出された内訳書に記載された各年度の契約金額と入札金額が異なるもの
- (10) 直接持参又は郵送以外で提出したもの
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に指定した事項に違反したもの

開 札

- 1 入札期間の末日の翌日（市の執務日）に行い、各入札者の入札金額が予定価格の制限の範囲内にないときは、再度の入札を行います。この場合、初回の入札において無効の入札をした者又は失格となった者は、再度の入札に参加することができません。
- 2 入札執行回数の限度は、初回の入札及び再度の入札を合せて2回とします。
- 3 再度の入札をする場合において、初回の開札の結果発表した最低入札金額以上の金額で入札した者は、失格とします。
- 4 再度入札の結果、なお落札者がなかった場合は、最低金額提示者（失格者を除く。）と協議を行い、協議が成立した場合はその者を落札者とし、成立しなかった場合は当該案件を不調とします。最低金額提示者が協議を辞退した場合の取扱い、高松市契約事務処理要綱第31条第2項ただし書の例によります。
なお、協議方法については口頭による協議ではなく、見積書の提出により行うこととし、この場合の見積執行回数の限度は、初回の見積り及び再度の見積りを合わせて2回としますので、改めて見積徴取日を設定し、通知します。
- 5 落札者が決定した場合は、速やかに、落札者に連絡します。落札者は、予定価格の制限の範囲内で最も安価な価格をもって入札した者としてします。
また、入札結果は、道路管理課の窓口で、高松市一般競争入札及び指名競争入札の結果等の公表に関する要綱（昭和57年6月1日施行）に基づく閲覧に供するものとします。
- 6 落札となるべき同価格の入札者が2者以上あるときには、直ちに、くじにより落札者を決定します（くじの辞退はできません。）。
- 7 落札業者は、発注者が指定する期限までに、当該入札書の入札金額の内訳等（各年度の契約金額（令和7年度～令和10年度。ただし、令和8年度～令和9年度の各年度分は同額とする。）の分かる「内訳書」を提出しなければなりません。免税事業者である場合は、これに加え、「免税事業者届出書」を提出しなければなりません。
- 8 落札後、別途指示する期限までに免税事業者届書が提出された場合は免税事業者として取り扱い、期限までに提出のない場合は課税事業者として取り扱います。

入札の停止、中止及び取消し

- 1 入札参加者が1者であったとき又は辞退等により、入札参加者が1者となったときは、入札の執行を取りやめます。
- 2 1のほか、緊急やむを得ない理由により、入札を行うことができないと認めるときは、入札を停止し、中止し、又は取り消すことがあります。